

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 恭 昭 会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 滋賀県彦根市西今町 421 番地

(3) 設立認可年月日 平成 20 年 2 月 5 日

(4) 設立登記年月日 平成 20 年 2 月 14 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	布目 雅稔	彦根中央病院管理者
同	喜多 淳	
同	小山 英夫	
同	林 優	
同	奥 晃	
同	都築 英之	
同	中山 英	
同	矢田 晴美	
同	鷺見 光博	令和8年4月1日付就任
同	畑 安紀子	
監 事	野坂 喜則	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
病院	彦根中央病院	2510202357	滋賀県彦根市 西今町 421 番地	一般病床 190 床 療養病床 152 床
介護 医療院	彦根中央 介護医療院	25B0200011		[医療保険 92 床] [介護保険 60 床]

※ 平成 31 年 4 月 1 日開設許可 介護療養型医療施設より転換

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）

種 類	施設の名称	介護事業所番号	開設場所	許可病床数
居宅介護 支援事業所	はるのうみ	2570201158	滋賀県彦根市 西今町 369 番地 1	—

※ 平成 27 年 3 月 1 日開設許可

種 類	施設の名称	介護事業所番号	開設場所	通所定員数
通所介護 事業所	デイサービス はるのうみ	2570201679	滋賀県彦根市 西今町 369 番地 1	60 人

※ 令和 5 年 5 月 1 日開設許可

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

（社員総会）

令和 7 年 5 月 31 日 ・令和 6 年度(第 18 期)決算報告について
・基金の返還に伴う拠出について
・役員報酬について

令和 8 年 3 月 31 日

・令和 8 年度(第 20 期)事業計画ならびに当該期収支予算案承認に
ついて
・1 名の社員を理事に選任について

- (5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

- (7) そ の 他

なし

様式 2

法人名 医療法人 恭昭会

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県彦根市西今町421番地

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	3,528,478 千円
2. 負 債 額	2,520,775 千円
3. 純 資 産 額	1,007,703 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,431,182
B 固 定 資 産	2,097,296
C 資 産 合 計 (A+B)	3,528,478
D 負 債 合 計	2,520,775
E 純 資 産 (C-D)	1,007,703

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 恭昭会

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県彦根市西今町421番地

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,431,182,340	I 流動負債	736,144,747
現金及び預金	910,372,609	支払手形	61,793,411
医業未収金	490,448,689	電子記録債務	21,551,890
医薬品	9,261,750	買掛金	193,107,534
診療材料	1,264,955	短期借入金	197,862,000
貯蔵品	1,314,932	未払金	225,627,642
前払費用	3,128,326	未払法人税等	6,951,500
立替金	194,937	未払消費税等	1,415,500
未収金	19,256,142	預り金	25,451,830
貸倒引当金	△ 4,060,000	リース債務	2,383,440
II 固定資産	2,097,296,769	II 固定負債	1,784,631,200
1 有形固定資産	1,799,226,926	長期借入金	1,774,469,500
建物	1,014,715,465	預り保証金	3,000,000
建物附属設備	118,463,030	長期リース債務	7,161,700
構築物	11,506,868		
車両運搬具	649,370		
備品什器	80,890,213		
医療用機器	221,702,689		
リース資産	9,245,140		
一括償却資産	2,270,027		
土地	339,784,124		
2 無形固定資産	63,102,668		
電話加入権	280,000		
施設利用権	52,700		
ソフトウェア	62,769,968		
3 その他の資産	234,967,175		
出資金	4,320,000		
長期貸付金	180,745,400		
拠出金	8,000,000		
敷金	20,150,000		
会員権	1,225,000		
保証金	102,350		
保険積立金	879,294		
長期前払費用	19,545,131		
資産合計	3,528,479,109		
		負債合計	2,520,775,947
		純資産の部	
		科 目	金 額
		余剰金欠損金	995,703,162
		前期繰越利益	968,184,328
		繰り越し利益余剰金	995,703,162
		基金	4,000,000
		代替基金	8,000,000
		資本余剰金	12,000,000
		純資産合計	1,007,703,162
		負債・純資産合計	3,528,479,109

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当で掲記することを妨げないこと。
 2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
 3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 恭昭会
 所在地 滋賀県彦根市西今町 4 2 1 番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	3,216,319	3,216,319
2 事業費用		
(1) 事業費	513,011	
(2) 本部費	2,742,472	3,255,483
本来業務事業損失		△ 39,163
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		△ 39,163
II 事業外収益		
受取利息	1,708	
その他の事業外収益	93,008	94,716
III 事業外費用		
支払利息	20,123	
その他の事業外費用	0	20,123
経常利益		35,429
IV 特別利益		
国庫補助金等収入	11,280	
貸倒引当金戻入	70	
その他の特別利益	340	11,690
V 特別損失		
固定資産圧縮損	10,661	
その他の特別損失	1,735	12,396
税引前当期純利益		34,722
法人税・住民税及び事業税	7,203	
法人税等調整額	0	7,203
当期純利益		27,519

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監事監査報告書

医療法人 恭昭会
理事長 布目 雅稔 殿

私は、医療法人恭昭会の令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いましたので、その結果につき、以下のとおり報告いたします。

《監査の方法の概要》

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表および損益計算書の監査を実施しました。

記

《監査結果》

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月11日

医療法人 恭昭会

監事 野取喜則

